

観光地域づくりのための 支援メニュー集

(令和8年度 概算要求版)

観光地域づくり法人（DMO）や自治体などの取組に役立つ
各府省庁の施策を集約しました

令和7年10月

～目次～

I【ソフト事業】. 地域の魅力を向上したい！地域資源を活用したい！（P.11～）

- **地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業**(国土交通省 観光庁).....12,13
[外国人延べ宿泊者数の約7割が三大都市圏に集中しており、地方誘客を進め、地方部における地域周遊や長期滞在を促進していくことが重要である。また、人口減少下の国内交流拡大の重要性を踏まえれば、国民の観光旅行の滞在の長期化を図っていくことも重要である。
かかる状況を踏まえ、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で国内外旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。]
- **地域の社会課題解決に資する起業家展開推進事業**(内閣府).....14,15
[内閣府地方創生推進室では、地方の社会課題解決を促進するために、「地方での生活に必要な機能の提供」を行う社会課題解決の担い手の起業促進や経営課題への対応力強化を、セミナーや現地勉強会・マッチング会、ポータルサイト上での好事例等の情報発信等を通じて支援している。]
- **伝統的工芸品産業支援補助金**(経済産業省).....16,17
[伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]
- **インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業**(農林水産省).....18,19
[農林水産省では、地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を、「SAVOR JAPAN」として農林水産大臣が認定しています。
インバウンドの地方誘客と食関連消費を拡大し、地域の食文化の継承等を図るため、関係省庁との連携の下、ガストロノミーツーリズムや酒蔵ツーリズム等に取り組む地域や、農泊・海業推進地域、SAVOR JAPAN認定地域間の連携をコーディネートすることにより、海外の富裕層をターゲットに地域の食や農林水産業などの魅力で海外需要を取り込み、ひいては輸出拡大、訪日リピートにつなげるモデル実証等を行います。]
- **原子力災害による被災事業者の自立等支援事業**(経済産業省).....20
[避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立へ向けて、設備投資・人材確保・商圏の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した支援、域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者支援体制の整備を行うことを目的とする。]
- **ガーデンツーリズムの推進(庭園間交流連携促進計画登録制度)**(国土交通省).....21,22,23
[複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。]
- **街なみ環境整備事業**(国土交通省).....24
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- **離島活性化交付金**(国土交通省).....25,26
[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- **地域再生制度**(内閣府).....27,28
[地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- **中心市街地活性化制度**(内閣府).....29,30
[少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。]

- **地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)** 31,32
 [運転者等の担い手不足等に起因して、減便・廃線等が相次ぐ中、地域の実情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことは喫緊の課題。
 判明した全国約2,500の「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間(R7～9)での解消を図るため、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入に加え、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、地域交通の「リ・デザイン」を全国に展開することで、持続可能な地域交通の実現を図る。]
- **かわまちづくり支援制度(国土交通省)** 33,34
 [河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。]
- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農林水産省)** 35,36
 [農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。]
- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農泊推進型)(農林水産省)** 37,38
 [農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。]
- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(インバウンド食関連消費拡大型)** 新規
 (農林水産省) 39,40
 [農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトでのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援。]
- **地域一体となった持続可能な観光地経営推進事業(国土交通省 観光庁)** 41,42
 [コロナ後の国内外の観光需要の回復・成長軌道の中で、“持続可能な観光”に対するニーズは高まり続けており、引き続き取組を普及・深化させていくことが必要。
 一方、一部地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反行為等による地域住民の生活の質への懸念なども顕在化してきており、こうした諸課題への対応に向け、行政・DMO・観光事業者・地域住民などによる地域一体となった協力体制の構築・拡張、データに基づく観光課題の原因・本質の所在の明確化、取組・実施スケジュールの具体化などの観光地経営フローの構築・循環が重要。
 本事業を通して、今後の地域一体となった観光地経営の実現やオーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通じた“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、各地域における協力体制の構築・強化、データを活用した観光ビジョン・計画の見直し／具体化等を早急に図る。]
- **新しい地方経済・生活環境創生交付金(内閣府)** 43,44
 [地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。]
- **海業振興支援事業(農林水産省 水産庁)** 45,46,47
 [地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化する。]
- **アイヌ政策推進交付金制度(内閣府)** 48,49
 [アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援。]

I-1. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！

- **スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業**(文部科学省 スポーツ庁)・・・50,51
[スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション(地域SC)の質の向上(経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等)に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、持続可能な地域SCの増加を目指す。]
- **JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)**(総務省／(一財)自治体国際化協会)・・・52,53
[外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用。]
- **地域活性化起業人**(総務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54,55
[地方公共団体が、都市部に所在する民間企業等の社員等を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。]
- **地域おこし協力隊**(総務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56,57
[都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。]
- **観光地・観光産業における人材不足対策事業**(国土交通省 観光庁)・・・・・・・・・・・・58
[人材確保や定着に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。]
- **通訳ガイド制度の充実・強化**(国土交通省 観光庁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
[インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。]
- **地方創生カレッジ事業**((公財)日本生産性本部 地域経営支援センター／内閣府)・・・・・・・・60,61
[「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要な実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。]

I-2. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！

- **文化芸術創造拠点形成事業**(文部科学省 文化庁)……………62
[地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となつて行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組を支援する。]
- **歴史的風致維持向上計画の認定制度**(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)……………63,64
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**(文部科学省 文化庁)……………65,66
[文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]
- **原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業**(経済産業省)……………67
[多くの芸術家や関係者が原子力被災地域に集い、関わりながら、作品を制作・発信することによって、魅力あるまちづくりを推進するとともに、外部からの人の呼び込みや、帰還する住民が新たな自信と誇りを持てるようになることを目指す。この目的を実現する観点から、芸術家による滞在制作の支援や、芸術家を活用した関係人口創出に資する事業や環境整備に対する支援等を実施する。]

I-3. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！

- **エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業**(環境省)……………68,69
[地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]
- **エコツーリズム大賞(環境大臣表彰)**(環境省／(一社)日本エコツーリズム協会)……………70
[エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等を対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するものです。]
- **エコツーリズム等、自然資源を活かした観光振興及び地域づくり支援事業**(環境省)……………71
[エコツーリズム等を実践する地域を対象に、国立公園地域に限らず、様々な地域において、地域の自然資源を活用しつつ関係人口・交流人口の創出をはかり、地域づくりを牽引できる地域のコーディネーター・プロデューサーとしての人材を育成するための研修を実施し地域観光まちづくりを支援する。]
- **生物多様性保全推進支援事業**(環境省)……………72,73
[各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。]
- **良好な環境を活用した観光モデル事業(予定)**(環境省)……………74,75
[豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図ることを目的としたモデル事業を実施。]

I-4. 特に…地域の魅力を発信したい！

- **インフラツーリズム(国土交通省)……………76**
[橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなどを幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。
各地域で実施しているインフラ施設における現場見学会やツアーの掲載を希望する場合は、各地方整備局等の窓口へご相談下さい。]
- **地域の伝統・魅力等発信支援事業(経済産業省)……………77**
[東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展している。一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国内外において復興の状況を知る機会が限られ、情報の固定化や風化が進んでいる。
本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評払拭や交流人口増加に向けた取組を支援することで、正確な情報が発信される基盤を整備する。]

I-5. 特に…DXを推進・ITを活用したい！

- **○地域経済分析システム(RESAS)・地方創生データ分析評価プラットフォーム(RAIDA)等による地方版総合戦略支援事業**
○ RESASポータル運用・保守事業
○地方創生データ分析評価プラットフォームの開発・運用・保守事業
(内閣府)……………78,79
[地方創生を推進するため、地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS・RAIDA等の普及・活用を促進する。]
- **観光戦略立案に資する国土数値情報(GISデータ)の提供(国土交通省)……………80,81**
[地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。]
- **人流データの利活用促進(国土交通省)……………82**
[EBPMに不可欠である人流データ(人の移動や滞留に関するデータ)の地方公共団体による利活用を促進するため、「ユースケースの創出」と「利活用のハードルを下げる取組(ツールの公開や利活用の手引きの作成など)」を行っている。
今後は、人流データの社会実装を促進するため、先進事例の横展開を図るほか、取得コストの低廉化に向けた取組等を行う。]

Ⅱ【ハード事業】. 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！(P.84～)

- 【再掲】街なみ環境整備事業(国土交通省).....85
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)
(国土交通省).....86,87
[観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、民間の事業活動等と一体的に行う国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、地方公共団体が実施する基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。]
- 【再掲】離島活性化交付金(国土交通省).....88,89
[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- 離島広域活性化事業(国土交通省).....90,91
[離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金(離島広域活性化事業)の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。]
- 【再掲】地域再生制度(内閣府).....92,93
[地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- 【再掲】中心市街地活性化制度(内閣府).....94,95
[少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。]
- 【再掲】地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省).....96,97
[運転者等の担い手不足等に起因して、減便・廃線等が相次ぐ中、地域の実情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことは喫緊の課題。
判明した全国約2,500の「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間(R7～9)での解消を図るため、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入に加え、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、地域交通の「リ・デザイン」を全国に展開することで、持続可能な地域交通の実現を図る。]
- ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)(総務省).....98,99
[産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する。]
- 【再掲】かわまちづくり支援制度(国土交通省).....100,101
[河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。]
- 【再掲】観光地・観光産業における人材不足対策事業(国土交通省 観光庁).....102
[人材確保や定着に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人材不足対策を総合的に実施。]

- 【再掲】地域一体となった持続可能な観光地経営推進事業(国土交通省／観光庁)……………103,104
 [コロナ後の国内外の観光需要の回復・成長軌道の中で、“持続可能な観光”に対するニーズは高まり続けており、引き続き取組を普及・深化させていくことが必要。
 一方、一部地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反行為等による地域住民の生活の質への懸念なども顕在化してきており、こうした諸課題への対応に向け、行政・DMO・観光事業者・地域住民などによる地域一体となった協力体制の構築・拡張、データに基づく観光課題の原因・本質の所在の明確化、取組・実施スケジュールの具体化などの観光地経営フローの構築・循環が重要。
 本事業を通して、今後の地域一体となった観光地経営の実現やオーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通じた“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、各地域における協力体制の構築・強化、データを活用した観光ビジョン・計画の見直し／具体化等を早急に図る。]
- 【再掲】アイヌ政策推進交付金制度(内閣府)……………105,106
 [アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援。]

Ⅱ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！

- 自然環境整備交付金事業／環境保全施設整備交付金事業(環境省)……………107,108
 [国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。]

Ⅱ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！

- 【再掲】歴史的風致維持向上計画の認定制度
 (文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)……………109,110
 [地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- 伝統的建造物群基盤強化(文部科学省 文化庁)……………111,112
 [重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。]
- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(文部科学省 文化庁)……………113,114
 [文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。]
- 【再掲】文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 (文部科学省 文化庁)……………115,116
 [文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]

Ⅱ－３．特に…農林水産業を活かしたい！

- 【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策（農林水産省）……………117,118
〔農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。〕
- 【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）
（農林水産省）……………119,120
〔農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。〕
- 【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策 新規
（インバウンド食関連消費拡大型）（農林水産省）……………121,122
〔農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトでのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援。〕

Ⅲ 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！(P.124～)

■ 構造改革特区制度(内閣府).....	125,126
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]	